

## 一般社団法人日本解剖学会認定解剖組織技術者功労賞規約

(趣旨)

第1条 本賞は解剖学の教育・研究における解剖学技術職員としての長年の貢献に対し、贈呈されるものである。

(対象)

第2条 対象は勤続15年以上で認定一級解剖組織技術者の資格を有する技術職員または勤続20年以上で認定二級解剖組織技術者の資格を有する技術職員とする。日本解剖学会の会員資格は問わない。

(応募)

第3条 応募を希望する者は所定の推薦書、勤続年数を証明する書類、代議員からの推薦書各一通を毎年10月末迄に日本解剖学会事務局に提出する。

(審査)

第4条 審査については理事会にて行う。

(表彰)

第5条 各受賞者には賞状ならびに副賞を贈呈し、社員総会の席上で表彰するものとする。

(規約の改廃)

第6条 本規約の改廃は、理事会にて議決し、社員総会にて報告する。

附則

1. 本規約は平成25年2月9日から施行する。
2. 本規約は平成25年11月30日から施行する。
3. 本規約は平成28年2月17日から施行し、3月29日より適用する。
4. 本規約は平成30年12月16日から施行し、平成31年3月27日より適用する。